

# 訴 状

2012（平成24）年8月13日

京都地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 中 島 晃

同 飯 田 昭

同 小 林 務

同 玉 村 匡

同 畑 地 雅 之

同 藤 井 豊

同 秋 山 健 司

同 渡 辺 輝 人

同 谷 文 彰

同 寺 本 憲 治

同	塩	見	卓	也
同	竹	中	由 佳	理
同	三	上	侑	貴
同	浅	井		亮
同	相	井	寛	子
同	井	関	佳	法
同	奥	村	一	彦
同	大 河	原	壽	貴
同	中	村	和	雄
同	諸	富		健
同	村	井	豊	明
同	岡	根	竜	介
同	古	川		拓

当 事 者 の 表 示

原 告 別紙原告目録記載のとおり（112名）

原告ら訴訟代理人 別紙代理人目録記載のとおり（23名）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

被 告 京 都 市 長 門 川 大 作

解体工事差止請求事件

訴訟物の価格 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万3000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙物件目録記載の建物を解体してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

1. 原告らは、いずれも京都市民である、
2. 被告は、京都市長（執行機関）である。

### 第2 京都会館の概要

#### 1. 京都会館とは

別紙物件目録記載の建物（以下「京都会館」という。）は、1960（昭和35）年に建設された、京都市所有の集会場であり、第一ホール、第二ホール及び会議場から構成されている。

京都会館は、京都の戦後復興の象徴として、戦前に消失した公会堂の再建と国際観光都市をめざそうとする目的を掲げて、高山義三京都市長（当時）の強いリーダーシップによって建設が発案された。

その設計者として、3名の建築家による指名設計競技（コンペ）によって選ばれたのが前川國男である。

#### 2. 京都会館の立地の法的状況

(1) 京都会館の立地（以下「本件敷地」という。）の用途地域は、第二種住居地域であり、容積率200%、建ぺい率60%であって、15mの高度地区に指定されている。

また、2012（平成24）年2月1日に計画決定された岡崎文化・交流地区地区計画区域内にある。この地区計画により、本件敷地のうち第一ホールの敷地部分は、建築物の高さの最高限度を31メートルとするように変更された（甲8・5頁）。

(2) 本件敷地の景観保全に関しては、風致地区第5種地域であり、本年2月1日付告示395号により「岡崎公園地区特別修景地域（B地区）」に指定されている（甲17・甲18）。

(3) 本件敷地の眺望景観の保全については、琵琶湖疏水の疏水界からの水平距離が30メートルの範囲は「近景デザイン保全区域」それ以外は「遠景デザイン保全区域」に指定されている（甲13）。

### 3. 前川國男について

(1) 前川國男（1905年生－1986年没）は、1928（昭和3）年に東京帝国大学建築学科を卒業後、フランスへと渡り、近代建築運動の最前線にいたル・コルビュジエ（1887年生－1965年没）に日本人として最初に師事し、パリのアトリエで2年間、モダニズムの理念と方法を学んだ。1930（昭和5）年の帰国後には、アメリカ人建築家のアントニン・レーモンド（1888年生－1976年没）の事務所で設計実務に携わった。その後、1935（昭和10）年に独立して前川國男建築設計事務所を設立し、以降、戦争をはさんで、半世紀に及ぶ設計活動を展開した。

(2) 前川國男は、近代建築の理念と可能性を信じ、それを着実なものとするための方法を追求した建築家であり、戦後日本のモダニズム建築の巨匠と評価されている。

建築家としての活動の間に、日本建築家協会会長、国際建築家連合(UIA)副会長などを歴任、日本建築学会大賞、朝日賞、毎日芸術賞、オーギュスト・ベレー賞など多数受賞。

代表作には京都会館のほか、東京文化会館、紀伊國屋書店、熊本県立美術

館、東京海上ビルなどがある。

#### 4. 京都会館の歴史的・文化的価値

(1) 前川國男の手によって設計・建築されて以降、京都会館は、クラシック音楽を中心とする多目的ホールと劇場、国際会議場などからなる公共の複合文化施設として、京都市民から愛され続けてきた。

(2) 京都会館は、竣工した時点において、日本建築学会作品賞をはじめ、建設業協会賞、建築年鑑賞、照明学会賞を受賞している。

その後、再評価の動きも顕著で、2003（平成15）年には、近代建築の文化遺産としての価値と保存を提唱する国際的な非政府組織

「DOCOMOMO」の日本支部の「日本における DOCOMOMO100 選」に選ばれるなど、戦後日本のモダニズム建築を代表する建築物としての評価は、国内外を問わずなお高い。

(3) 京都会館は、前川國男の問題意識の下、日本古来の伝統にある焼き物のタイルを外壁に使い、大きな庇をめぐらすことによって建物を統合するなど、従前のモダニズム建築の考え方にはなかった方法も採用されている。その意味で、京都会館は、前川國男の設計方法論上の転換点を示すという意味でも重要な建築物である。

(4) また、京都会館は、都市的な公共空間の創出を試みた建築実線の具体例でもある。前川國男は、設計にあたりこの点も重要視し、**建物の高さを抑えながら、内部の機能によって建物を分棟化し、それを水平の庇やバルコニーでつなぎ、ピロティを設けることによって、緩やかにL字型に囲われた中庭を創り出している。**このようにして生まれた外部空間は、市民が気軽に立ち寄り、長い時間を過ごすことのできる憩いの場所として、京都会館の核となったものである。こうした試み自体も、戦後のモダニズム建築に求められた大きな課題である。

(5) さらに、京都会館は、京都市岡崎地域の風景にも調和した軽やかな外観

を備えていることも重要である。前述した指名設計競技の際に提出された前川國男案の設計説明書には、「環境との調和」と題して、次のとおり記されていた。

「東山一帯に囲まれた平面的な岡崎公園と、その水平的な性格を象徴するが如き疏水の流れ、それに既存の建物、公会堂、勸業館、美術館等の中層建物の高さなどを考え合わせる時、この場所に巨大なマスの高層建物を置く事は、公園地帯全域に対して不均衡を来すものと思われる。

このため建物全体を中層の高さに収め水平に延びた屋根面から大ホールの屋根、小ホールの舞台フライの部分のみを突出せしめる水平線的な構成をとった。

この公園のもつ水平線の性格は建物のボリュームの流れのみでなくバルコニー手摺、外壁を構成するプレキャスト版等、全館意匠の細部にまで浸透せしめ附近全域及び周囲の風光との調和を図った。」

このような計画段階における確かな建築思想に支えられていたからこそ、京都会館は、その大きさにもかかわらず、巨大さを感じさせない落ち着いたたたずまいを持ち、周囲の建物や東山の美しい山並み、疏水を臨む眺望等とも調和し、岡崎地区の景観の指標となったものである。

- (6) 以上の諸点に照らせば、京都会館の持つ歴史的・文化的価値は極めて高く、文化財としての保護に値する建物である。

### 第3 京都会館再整備の検討過程

#### 1. 京都会館再整備検討委員会の設置及び意見書

2005（平成17）4月18日、京都市は、京都会館再整備構想を策定するに当たり、構想に盛り込むべき事項について多角的に検討を行う「京都会館再整備検討委員会」を設置することを決めた。同委員会は、芸術家、プロモーター、建築家、公募市民、行政関係者等で構成された。

同委員会は、同年7月13日に第1回目の会議が招集されて以降、計6回の審議を経て、2006（平成18）年12月に「京都会館再整備の基本的な方向性に関する意見書」をとりまとめた。

上記意見書では、【A（地上躯体部分の増築なしの改修）】、【B（舞台部分等を拡張する改修）】、【C（建替え）】の各3案を、想定される再整備の方向性としたうえで、京都会館再整備検討委員会としては、現在の京都会館の建物を保存・継承しながら施設水準の向上のために必要となる機能の再整備を行う【A】案もしくは【B】案を中心として、今後詳細な再整備の構想・計画を立案していくべきである、との判断が示された。

また、上記意見書では、「京都市特定建築物の耐震診断業務 京都会館の耐震診断（平成14年度）」の結果がまとめられており、現状の京都会館の構造材について「コンクリートの中酸化は非常に良好な値を示しており、現時点では補修することで寿命を延ばすことが可能な範囲である。（中略）計画的な保全を行うことで100年以上持たせることも不可能ではない。」と述べられている。

## 2. 京都会館第一ホールの全面改修案が急浮上

2010（平成22）年12月24日、日本経済新聞夕刊に「京都に最大級オペラ劇場」と題する記事が一面トップに掲載された。同記事は、京都市が、京都会館の第一ホールを全面改修し国内最大級のオペラハウスに衣替えする方針を固めた旨を報じている。

京都市は、翌（2011）年1月24日、上記方針を正式発表した。

## 3. 京都会館再整備に係るローム株式会社との命名権契約の締結

2011（平成23）年2月7日、門川市長は記者会見で、京都会館再整備に係る京都市とローム株式会社との基本合意について発表した。同基本合意には、ローム株式会社に50年間の京都会館の命名権（ネーミングライツ）を52億5000万円で譲渡することが盛り込まれた。



同年9月13日、上記基本合意に基づき、京都市とローム株式会社との間で京都会館命名権契約が正式に締結された。

なお、上記契約において、第一ホールの建て替えやオペラハウスに衣替えることは約定されていない。また、ローム株式会社が、第一ホールの建て替えやオペラハウスに衣替えることを求めたり、容認しているという事実も確認されていない。

#### 4. 京都会館再整備基本計画の策定（第一ホール解体が計画に盛り込まれる）

同年5月23日、京都市は、「京都会館再整備基本計画案」を発表した。同計画案は、従前の「改修」案の枠を超え、京都会館第一ホールの全面「建て替え」を前提とする内容であった。同年6月23日、京都市は、同計画案を踏襲する形で正式な京都会館再整備基本計画（以下「再整備基本計画」という。）を策定、公表した。

再整備基本計画には、世界水準の総合舞台芸術の公演も可能とするために、「京都会館の第一ホールを全て建て替え、他は全面改修する」ことを内容とする改修案を採用することとし、また、建替後の第一ホールの高さは30メートル程度となる旨が示されている。

#### 5. 京都会館所在地の高さ制限の緩和

同年7月26日、京都市は、「岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直し素案」を発表した。

同素案では、再整備基本計画で示された改修案に沿って、地区計画の指定による方法を用いて、京都会館所在の範囲（二条通から50メートル、琵琶湖疏水から10メートル、冷泉通から4メートルを超え、琵琶湖疏水から80メートルまでの範囲）の高さ制限を緩和する（最高限度を31メートルに設定）ことになっていた。

同年12月12日、京都市議会は、「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における

建築物の制限の緩和に関する条例案」を可決・成立、同条例（条例第26号）は同月21に公布された（甲14）。

翌年1月20日、京都市の都市計画審議会は、左京区の岡崎地域に立地する施設の高さ規制を緩和する地区計画（岡崎文化・交流地区地区計画。甲8）を承認した。同地区計画では、一帯の高さ規制は15メートル以下を基本としつつ、京都会館第一ホールの敷地については31メートルに設定された。

#### 6. 京都会館の建物価値継承に係る検討委員会の設置及び提言

2011（平成23）年9月13日、京都市は、京都会館第一ホールの再整備の基本設計を進めるに当たり、京都会館の建物価値を次代に継承していくことを目的に、第一ホールの外観デザイン等について検討する委員会（京都会館の建物価値継承に係る検討委員会）を設置することとした。

同委員会は、同年10月4日から翌年3月28日までの計5回の会議を経て、2012（平成24）年4月23日に「提言」を発表した（甲15）。

同「提言」は、建物が持つ歴史的な価値を保つ必要性を強調し、外観や中庭、景観など14項目にわたって配慮を求めている。特に、舞台の高さについては、現状より高くすることで景観に与える影響を懸念し「再整備基本計画を幅広く解釈して柔軟に運用することが必要」と地下空間の活用などで高さを抑える努力も求めている。

#### 7. 京都会館再整備基本設計の策定

京都市は、「京都会館再整備基本計画」に基づき、2012（平成24年）6月4日、「京都会館再整備工事基本設計」（以下「**基本設計**」という。）をとりまとめた（甲7）。

これによれば、京都会館第一ホールは、現行の建物を解体し、基本設計に基づいて建て替える内容になっている。

つまり、京都会館第一ホールの解体は、基本設計に基づく同ホールの建設（再築）を前提するものである。

#### 第4 京都会館第一ホールの解体行為がなされることが相当な確実さをもって予測されること

##### 1. 閉鎖・利用中止

2012（平成24）年3月31日をもって京都会館のすべての施設が一旦閉鎖され、4月1日から利用が中止されている。

##### 2. 京都会館再整備に係る予算

###### (1) 一般会計予算（平成24年2月市議会）

被告は、京都会館第一ホールの解体に係る予算を含む平成24年度京都市一般会計予算案を2012（平成24）年2月24日に市議会に提出し、同予算案は同年3月27日に可決された。

###### (2) 一般会計補正予算（平成24年5月市議会）

被告は、京都会館再整備事業費として、期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額を110億1000万円とする債務負担行為を設定することを含む平成24年度京都市一般会計補正予算案を2012（平成24）年5月14日に市議会に提出し、同補正予算案は同月28日可決された。

##### 3. 解体工事の発注

被告は、京都会館第一ホール部分の解体を中心とする工事の発注に当たっては、一般競争入札に付すこととし、2012（平成24）年6月21日公告、同年7月24日に開札が行われた。

4. 以上のとおり、現在、被告によって京都会館第一ホールの解体行為がなされることが、相当な確実さをもって予測される程度に具体性を備えている状況にある。

#### 第5 違法性

1. 再整備基本計画に基づき京都会館第一ホールを解体することは、地方財政法

## 8条に違反すること

(1) 京都会館の再整備にあたっては、当初、2006（平成18）年12月に京都会館再整備検討委員会がまとめた「京都会館再整備の基本的な方向性に関する意見書」にあるように、京都会館の建物価値を保存・継承しつつ耐震補強や内部の改修にとどめる方向性が示されていた。

ところが、被告は、再整備基本計画策定の段階になって、上記意見書に示された方向性に反し、「第一ホールの全面建て替え」を前提とする案をあえて選択した。これは、2010（平成22）年12月末になって突如浮上してきた世界一流水準のオペラの開催が可能となるような舞台機能の強化が想定されていることに起因するものである。

(2) しかし、京都の近隣には、二千席級のホールとしては、びわ湖ホール（滋賀県大津市）、兵庫県立芸術文化センター（兵庫県西宮市）があり、さらに2013（平成25）年にフェスティバルホール（大阪市）がリニューアルオープンする予定で、合計3つの大型劇場がある。

ところで、被告（文化市民局）は、「世界水準のオペラ」とは、海外ではミラノ・スカラ座、英国ロイヤルオペラ、フィレンツェ歌劇場、メトロポリタンオペラ、ベルリン歌劇場、パリ・オペラ座及びウィーン国立歌劇場など、歌劇場自らが制作を行い大規模な「引越し公演」を行っているオペラ、国内でいうと新国立劇場制作のオペラのように恒常的に自主制作・公演を行っているオペラを想定している。

ところが、関西圏でのオペラ来日公演は、2011（平成23）年でいえば、4団体が実施した程度で、うち有名歌劇場は1団体のみであった。また、全国的に見ても、近年におけるオペラの公演数は、不況や自治体の財政難で公共劇場が来日公演を受け入れられなくなっている等の理由により減少傾向にある（2008年－1219回。2009年－988回／海外の歌劇場や音楽祭の来日公演の場合は、2008年－234回。2009年－71回）。

来日公演自体が減っている現状においては、少なくとも、関西圏における大型劇場は供給過剰の状況にあるといえる。

- (3) 再整備基本計画で示された第一ホール建て替え案では、舞台部分について、現在の客席構造を保ったまま、現在の舞台部分の規模から2～3倍に拡張することになるが、メイン舞台の設置しか予定されていない。しかし、前述した「世界水準のオペラ」規模の「引越し公演」には多面舞台が必要となってくる。多面舞台を備えるため、あるいは多面舞台を備えたのと同等の環境を整備するためには、少なくとも客席部分と同等以上の舞台面積が必要とされている。

京都会館第一ホールの敷地条件に鑑みれば、「世界水準のオペラ」規模の「引越し公演」が必要とする広大な奥舞台及び袖舞台など客席部分と同等以上の舞台面積を確保することはできず、多面舞台化はおよそ不可能であるし、再整備基本計画で示された建て替え案でも、そのようなことは想定されていない。

つまり、再整備基本計画に基づいて第一ホールを全面的に建て替えしたとしても、機能面において日本で数カ所しかない4面舞台を備えた「びわ湖ホール」には到底及ばず、およそ世界水準の舞台芸術公演の受け入れは望めないものである。

- (4) 再整備基本計画が公表される前の段階で、被告（文化市民局）が民間業者に依頼した京都会館再整備構想検討に係る機能改善可能性調査の結果（平成19年12月に報告書提出。）によれば、第一ホールの舞台機能を拡張するなど、多目的ホールとしての標準的なレベルにするための改修に必要な経費は約60億円と判明している。

しかし被告は、それをはるかに上回る最大約110億もの公金を再整備基本計画に基づく全面改修に支出しようとしている。これは、命名権売却によって京都市が得る52億5000万円の倍以上の支出でもある。

上記(3)で述べたように、再整備基本計画に基づく第一ホール建て替え案によっても、第一ホールの舞台機能は多目的ホールとしての標準的なレベルを超えて向上するものではないことからすれば、60億円を超える支出には合理性が見出せない。

(5) さらに、京都会館第一ホールの現状は、建物の高さこそ最高部で約27メートルあるものの、最高部は建物の中心部分のみで壁面に近づくにしがってなだらかな勾配を描いて低くなるとともに、幅も狭くなってボリュームが小さくなっていくことから、廻りの建物や東山連峰の山並みともよく調和している。例えば、建物西側（琵琶湖疏水側）から見れば、第一ホールの屋根と第二ホールの屋根は連担してほぼ一直線上の同程度の高さ（約18メートル）に見えるように巧みに設計されている。即ち、現在の京都会館の歴史的・文化的価値は、建物そのものにも存在するが、このような岡崎地域における眺望景観に最大限配慮して設計されている点にも存在するものである。

しかし、再整備基本計画に基づく第一ホール建て替え案では、建物西側（琵琶湖疏水側）に開口部が取られず、外壁面も垂直に屹立するフライタワーの設置を予定するものとなっている。同フライタワーは、幅35メートル、奥行き23メートル、高さ30メートルにも及ぶ巨大なものである。高さ30メートルは、10階建てビルの大きさにも相当するが、このような建て替えが実施されることによって、京都会館周辺の眺望景観が激変してしまうことは誰の目にも明らかなことである。

被告は、第一ホールの建て替えにあたって、現在の建物価値をできるだけ保存する旨を強調しているようだが、上記フライタワーが設置されることと、上記に述べた京都会館の歴史的・文化的価値との両立は絶対に不可能である。

また、被告の設置した「京都会館再整備検討委員会」や「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」においても、その意見や提言において、京都会館の歴史的・文化的価値や、岡崎地域における眺望景観等を損なうことがな

いよう配慮を求めている。

(6) 以上のとおり、京都会館の歴史的・文化的価値を毀損してまで、第一ホールの全面建て替えを行わなければならない必要性・合理性は皆無であると言わなければならない。逆に、京都会館の再整備は、京都会館の建物価値を保存・継承しつつ耐震補強や内部の改修にとどめるものでなければならないのである。

したがって、再整備基本計画に基づき京都会館第一ホールを解体する行為は、市の財産の管理方法や効率的な運用方法として著しく適切さを欠くものであり、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定める地方財政法8条に違反するものである。

## 2. 基本設計の違法性

第3で述べたとおり、京都会館第一ホールの解体は、基本設計に基づく同ホールの再築を前提とするものである。

そうすると、同ホールの再築内容である基本設計が違法であれば、京都会館第一ホールの解体は、違法行為の前提行為として違法性を有することになる。

この点、基本設計には、つぎのとおり違法事由が存する。

### (1) 岡崎文化・交流地区地区計画違反

ア 京都会館第一ホールは、岡崎文化・交流地区地区計画区域のうち、B地区に存するところ、同地区の建築物等の形態・意匠は、「京都会館の近代性と伝統の融合を感じさせる風格と魅力ある建築物と調和する」ものでなければならない(甲8)。

イ 京都会館の近代性と伝統

(ア) 京都市は、京都会館の建物価値承継について検討委員会に諮問し、同委員会は、平成24年4月23日、提言を示した(甲15)。

その中で同委員会は、京都会館の建物として承継すべき価値について、以下のとおり提言しているところ、その内容は京都会館の近代性と伝統を具体的に示すものである。

a 空間構成の継承

- ① ピロティによって中庭に導く「開かれた公共空間」の特質を守ること。
- ② 中庭から第一ホールのホワイエを透過して冷泉通まで見通せる空間の流動性を保つこと。
- ③ ホワイエ、ロビー空間を拡充しようとする際には、現建物の持つ全体の空間構成や外観意匠の価値を十分に尊重して行うべきである。

b 外観意匠の継承

- ① 現京都会館の外観意匠における特質は日本の建築的伝統との近さである。この印象は、大庇・手すり・バルコニーによって形成される立面が、日本建築における軒・縁・高欄による立面と似通うことから与えられる。こうした立面構成の価値を維持継承できるようにしなければならない。
- ② 現京都会館の上記の特質をとりわけ明瞭に感じさせる中庭に面した外観については、特にこのことが求められる。
- ③ サッシ割りなど細部の形状について可能なかぎり原型を保つこと。
- ④ 第二ホールのホワイエはガラス面を透過して外観と一体化している部分であるから、その空間構成の継承に対しては十分な配慮を払うこと。陶壁画についてもその芸術性に敬意を払いつつ、継承に努めること。
- ⑤ 第一ホールのフライタワーの形姿については、大庇で表現された大屋根の下に諸々の空間を抱込み、大屋根の上のマスは空や山並み



に融け込むという原設計の外観意匠の全体的統一性の上からも十分な配慮を払うこと。

c 景観構成要素としての意義の継承

① フライタワーの高さ・形状については、岡崎地域、ひいては東山麓の風致を損なわないよう最大限の配慮を払い、現在、進められている重要文化的景観の調査検討および歴史的風致維持向上計画の策定との整合に留意しつつ、十分な検証をおこなうこと。

② 景観シミュレーションを見ても、舞台内高さ27mを確保した基本設計案のフライタワーが周辺の風致に与える影響に配慮することが必要であることは明らかである。いかにフライタワーの高さとボリュームを抑えていくかがデザインの要であり、慎重なデザイン処理を行うべきである。

③ 新築される第一ホール部分の形状・色彩・素材についても、岡崎地域の風致を損なわないよう精緻な景観シミュレーションを行うなど最大限の配慮を払うこと。

(イ) 「DOCOMOMO Japan」の意見書

20世紀の建築遺産の価値を認めその保存を訴えることを目的のひとつとする国際的な非政府組織の日本支部である「DOCOMOMO Japan」は、2012（平成24）年7月27日付で、「京都会館再整備基本設計に対する意見書」を作成し、京都市長外宛に執行している（甲9）。

同意見書は、基本設計について、以下のとおりの問題点を指摘しているところ、このうち③④は、京都会館の近代性と伝統を具体的に指摘している。

① 過半の躯体を除去することによって、当初建築材料の残存率が極めて低くなること。

② 京都会館と共に形成されてきた東山の景観、とくにそのスカイラ

インが著しく変化すること。

③ ル・コルビュジエ、前川國男などの近代建築家にとって重要となるL型配置の結節点空間の視線の抜けが、第一ホールของホワイエの縮小によって、限定的なものになること。

④ 日本古来の建築に由来する深い庇による水平性の強調や、ピロティや中庭による内外空間の一体化といった、前川國男が試みた近代建築と日本建築の融合というこの建物の特徴が、中庭側の軒下空間を内部化することによって失われること。

#### (ウ) 前川國男の京都会館の設計

前述のとおり、京都会館を設計した前川國男の設計説明書には、次の記載がある（『説明書』前川建築設計事務所蔵）。

##### 「環境との調和

東山一帯に囲まれた平面的な岡崎公園と、その水平的な性格を象徴するが如き疏水の流れ、それに既存の建物、公会堂、勸業館、美術館等の中層建物の高さなどを考え合わせる時、この場所に巨大マスの高層建物を置く事は、公園地帯全域に対して不均衡を来すものと思われる。

このために、建物全体を中層の建物の高さに収め水平に延びた屋根面から大ホールの屋根、小ホールの舞台フライの部分のみを突出せしめる水平線的な構成をとった。

この公園のもつ水平線的な性格は建物のボリュームの流れのみでなくバルコニー手摺、外壁を構成するプレキャスト版等、全館意匠の細部にまで浸透せしめ附近全域及び周囲の風光との調和を図った。」

すなわち、前川國男は、「環境との調和」・「附近全域及び周囲の風光との調和を図った」と明確に述べているように、京都会館の設計にあたり、京都会館を岡崎公園・疏水・公会堂・遠くの東山の山並み等、周辺の地域的特性といかに調和させるかに神経を研ぎ澄まし、特に配慮

している。

- (エ) 上記三者の意見から、京都会館の近代性と伝統は、①中庭から第一ホールのホワイエを透過して冷泉通まで見通せる空間の流動性と、②大庇・手すり・バルコニーによって形成される立面が、日本建築における軒・縁・高欄による立面と似通うことから与えられる日本の建築的伝統との近さ、③建物の水平基調、すなわち「建物全体を中層の建物の高さに収め水平に延びた屋根面から大ホールの屋根、小ホールの舞台フライの部分のみを突出せしめる水平線的な構成」にあり、いかにフライタワーの高さとボリュームを抑えていくかがデザインの要であり、慎重なデザイン処理を行うことが必要であることがわかる。
- (オ) ところが、基本設計は、上記①から③が満たされていない（甲10）。

わけでも、価値継承検討委員会の提言の前後で、基本設計における基本的な部分（フライタワーの形状および高さ）に何らの変更が加えられていないことは、基本設計が京都会館の伝統に矛盾した建築物であることを如実に示すものである（すなわち、基本設計の立面図（甲7・資料2・12頁、13頁）と、価値継承検討委員会に提出された立面図（甲16）を比較すると、建物の外観、特にフライタワーの形状に全く変更が加えられていないところ、景観比較写真（甲10）を見れば、従来の第1ホールが有していた、第2ホールとの連続性や東山をはじめとする近隣景観との調和が基本設計によって破壊されていることが明らかである。）。

したがって、基本設計は、岡崎文化・交流地区地区計画に違反する。

## (2) 京都市風致地区条例違反

ア 本件敷地の景観保全に関しては、風致地区第5種地域であり、本年2月1日付告示により「岡崎公園地区特別修景地域（B地区）」に指定されている（甲17・甲18）。

イ 京都市においては、風致地区の許可基準、特別修景地域における許可基

準について、「京都市風致地区条例による許可基準と解釈の運用」に拠っている（甲 1 1）。

これによれば、「岡崎公園地区特別修景地域」については、「形態意匠等の基準の強化及び付加」と題する第 7 条の第 7 9 号において、以下のとおり規定されている（甲 1 1・5 7 頁以下。ちなみに、同基準は基準の適用除外や緩和も定めている（1 条から 4 条。甲 1 1・4 7 頁以下）が、第 7 条は緩和ではなく、「形態意匠等の基準の強化及び付加」とされていることには注意を要する（甲 1 1・5 1 頁）。）。

「岡崎公園地区では、既存樹木で構成される広々として緑豊かな通り景観や都市における自然的景観を維持するため、道路及び琵琶湖疏水に面した既存樹木を保全すること。

また、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）岡崎文化・交流地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（C 地区を除く。）の建築物は、当該地区計画において定められた建築物等の形態又は意匠の制限に適合するものであること。この場合においては、条例第 5 条第 1 項第 1 号ウ（カ）、同項第 2 号イ（エ）及び同項第 3 号ウ（カ）に規定する基準を適用しない。」

ウ 条例第 5 条第 1 項第 1 号ウ（カ）は、建築物等を新築する場合について（甲 1 1・1 4 頁）、同項第 2 号イ（エ）・同項第 3 号ウ（カ）は、それぞれ建築物等を改築・増築する場合について（甲 1 1・2 6 頁）、「建築物等の位置、形態及び意匠等が、それらが行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、別に定める基準に適合することを求めている。

エ そして、「別に定める基準」については、施行規則が規定しているところ、建物の形態意匠については、第 1 3 条が主なところで以下のとおり規定している（甲 1 1・1 4 頁以下）。

第13条 条例第5条第1項第1号ウ(カ)、第2号イ(エ)及び第3号ウ(カ)に規定する別に定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の屋根及び軒に関する基準

ア 勾配を有する屋根で建築物が全て覆われていること。

イ 屋根の形状が入り母屋屋根、寄せ棟屋根又は切り妻屋根のいずれかであること。

ウ 屋根の勾配(軒裏の勾配を含む。)が10分の3から10分の4.5までであること。(以下略)

エ 屋根が日本瓦、平板瓦、銅板その他これに類する金属板、平形彩色スレートその他これに類するもの又は太陽光発電装置その他これに類する太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に用いる装置(以下「太陽光発電装置等」という。)のパネルでふかれていること。(以下略)

オ (以下略)

(2) 建築物の外壁に関する基準 (略)

(3) 建築物に関するその他の基準

ア 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の部分(以下「階段室等」という。)が階段室等以外の部分の屋根面から突き出したものでないこと。

イ (以下略)

オ ここで、「風致地区条例第5条第1項第1号ウ(カ)、同項第2号イ(エ)及び同項第3号ウ(カ)に規定する基準を適用しない。」という点であるが、上述のように、第7条は、あくまで「強化及び付加」であって「緩和」ではないのであるから、上記3箇条を適用しないというのは、それらによって守ろうとする風致景観を、それらの規定の全部を適用するということにはこだわらずに実現しようとする趣旨であって、単に上記3箇条に示す

基準に満たないものでもよいというものではない。

このことは、同条項について、「建築物が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和であったり、別に定める基準が要求する水準に満たないものであってもよい。」などとするものでないことから明らかである。

したがって、たとい「風致地区条例第5条第1項第1号ウ（カ）、同項第2号イ（エ）及び同項第3号ウ（カ）に規定する基準を適用しない。」としても、その意味は、「同条項の細目的な規定に必ずしも適合しなくても許容される場合がある」ということであって、勾配屋根を採用せず、あるいは、屋根から突出して屹立するような部分がある建物は、風致地区条例に違反するのであって、そのようなものまでも許容する趣旨ではない。

なぜなら、後述するように、勾配屋根とすること、塔屋を設けないことは、都市景観の維持に極めて重要だからである。

カ これを前提として基本設計を見るに、同設計は、そもそも(1)で見たとおり岡崎文化・交流地区地区計画に違反する上に、前述のとおり、建物西側（琵琶湖疏水側）に開口部が取られず、外壁面も垂直に屹立するフライタワーの設置を予定するものとなっている上に、同フライタワーは、幅35メートル、奥行き23メートル、高さ30メートルにも及ぶ巨大なものである。

したがって、基本設計は、京都市風致地区条例に違反する。

キ 上記のとおり、「特別修景地域における地域別基準」（甲11・45頁以下）に、本件敷地に「風致地区条例第5条第1項第1号ウ（カ）、同項第2号イ（エ）及び同項第3号ウ（カ）に規定する基準を適用しない。」とあるのは、単にそれらの基準の適用を除外することだけを許容する規定ではない。

もし、単なる適用除外規定であるとする、かかる規定は無効である。

以下、理由を述べる。

- (ア) 勾配屋根とすること、塔屋など屋上に突出部分を設けないようにすることは、都市景観を維持する上で極めて重要である。

このことは、①風致地区条例、眺望景観創生条例に基づく「別に定める基準」において、勾配屋根とすること、塔屋を設けないことが繰り返して出てくること(風致地区条例については、甲11・14頁～15頁。眺望景観創生条例については、甲12別表)、②価値継承検討委員会の提言においても、㊦「第一ホールのフライタワーの形姿については、大庇で表現された大屋根の下に諸々の空間を抱込み、大屋根の上のマスは空や山並みに融け込むという原設計の外観意匠の全体的統一性の上からも十分な配慮を払うこと。」、④「フライタワーの高さ・形状については、岡崎地域、ひいては東山山麓の風致を損なわないよう最大限の配慮を払い、現在、進められている重要文化的景観の調査検討および歴史的風致維持向上計画の策定との整合に留意しつつ、十分な検証をおこなうこと」と指摘されていること、㊧前川國男も、「建物全体を中層の建物の高さに収め水平に延びた屋根面から大ホールの屋根、小ホールの舞台フライの部分のみを突出せしめる水平線的な構成をとった。この公園のもつ水平線性格は建物のボリュームの流れのみでなくバルコニー手摺、外壁を構成するプレキャスト版等、全館意匠の細部にまで浸透せしめ附近全域及び周囲の風光との調和を図った。」として、勾配屋根を採用しフライタワーを屹立たせなかったことから明らかである。

- (イ) 告示によって、条例の趣旨を変更することは許されない。

条例は、議会が制定するものであるのに対し、告示は、市長等の公の機関が決定するものであることから、告示はあくまで条例の趣旨・目的に照らし、条例の範囲内の内容に制限される。

そうすると、上記告示は、京都市風致地区条例の趣旨・目的に反する

ことは許されないから、上記告示は、上記キで述べたとおり、「同条項の細目的な規定に必ずしも適合しなくても許容される場合がある」という趣旨であって、勾配屋根を採用せず、あるいは、屋根から突出して屹立するような部分がある建物を許容する趣旨ではないと解すべきである。

したがって、これが単に、風致地区条例第5条第1項第1号ウ（カ）、同項第2号イ（エ）及び同項第3号ウ（カ）の規定の適用を除外するだけであるとすると、かかる告示は条例違反として無効である。なぜなら、市長に認められている告示制度に関する権限は、あくまでも条例の範囲内に限定されており、条例の趣旨・目的に反する告示を定めることは、市長の告示制定に関する権限の明らかな濫用・逸脱であって、違法となるといわなければならないからである。

### (3) 京都市眺望景観創生条例違反

ア 京都市眺望景観創生条例第6条第1項によれば、市長は、眺望景観を保全し、及び創出するため建築物等の建築等を制限する必要がある区域を、その建築物等に係る行為の制限の内容に応じて、次に掲げる区域(以下「眺望景観保全地域」という。)に指定することができるとされ、同項2号で視点場から視対象を眺めるとき、眺望空間にある建築物等の形態及び意匠を制限する区域として「近景デザイン保全区域」を定めることができるとされている。

そして、同条例8条1項2号によれば、近景デザイン保全区域にあっては、視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、優れた眺望景観を阻害しないものとして別に定める基準に適合するものでなければならないとされる。

イ これを受けて、平成23年京都市告示第478号（京都市眺望景観創生条例に基づく眺望空間保全区域等の指定等）別表23-1は、本件敷地のうち、琵琶湖疏水の疏水境からの水平距離が30メートルの範囲について、



近景デザイン保全区域に指定しており、建築物等の形態意匠についての基準は以下に示すとおりである（甲 1 2）。

**【種別】**

水辺の眺め

**【対象地】**

2 3 - 1 琵琶湖疏水

**【視点場の位置または範囲】**

川端通から疏水記念館前までの琵琶湖疏水に架かる橋（秋月橋、熊野橋、徳成橋、冷泉橋、二条橋、慶流橋及び広道橋）

**【眺望景観保全地域の区域の種別】**

近景デザイン保全区域（約 1 6 . 0 ヘクタール）

**【眺望景観保全地域の区域の範囲】**

川端通から疏水記念館までの琵琶湖疏水の疏水界又は当該疏水沿いの道路の境界線からの水平距離が 2 0 メートル又は 3 0 メートル以内の別図 2 3 （甲 1 8）に示す範囲

**【基準】**

- 1 建築物等は、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 建築物の屋根は、勾配屋根又は屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
  - (2) 塔屋を設けないこと。
  - (3) 建築物等の各部分は、河川沿いの樹木等や東山の山並みと調和し、良好な水辺の眺めを形成するものとする。
  - (4) 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、

河川沿いの樹木等や東山の山並みとの調和に配慮したものとすること。

- (5) 良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

ウ 上記基準に違反する点

(ア) 上記基準 1 について

上記基準 1 は、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成させる良好な景観を阻害してはならないと定める。

現在の建替案では、本件建物について、建物西側には開口部がなく、外壁面も垂直に高くそびえたつ舞台フライが設置されることになっており、当該舞台フライは、幅 3.5メートル、奥行き 2.3メートル、高さ 3.0メートルにも及ぶ巨大なものである。

現在の建替案における舞台フライは、勾配屋根によって琵琶湖疏水及びその周辺の樹木等と調和していた現状の良好な景観を大きく変えるものであり、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成させる良好な景観を阻害することは明らかである。

すなわち、現在の建替案は、上記基準 1 及び 2 (2) に違反する。

(イ) 上記基準 2 (1) について

現在の京都会館第一ホールは、当初よりホール部分の屋根が勾配屋根とされ、最も高い部分（27.5メートル）が疏水側（西側）地上からは見えにくいように設計されており、圧迫感を感じさせにくい構造となっている。

しかも、現在の京都会館第一ホールは、庇に近づくにつれて屋根の幅を狭める巧みな設計により、疏水側（西側）からは第一ホールの屋根と第二ホールの屋根がほぼ一直線上の同程度の高さ（約 1.8メートル）に見えるなど連坦する第二ホールの屋根ともみごとな調和を見せており、

京都会館の他の建物及び近隣の建物とも調和が保たれている。

これに対し、現在の建替案は、現状の勾配屋根を陸屋根に変更するものであるうえ、上記イのとおり、高さ30メートルの突出した舞台フライの部分をも有する長大な箱形建築物が立ち上がることになり、疎水沿いからの景観は一変する。

もちろん上記基準2(1)は、陸屋根であっても屋上緑化等によって良好な屋上の景観に配慮できる場合もあることを想定している。

しかしながら、現在の建替案は外観上極めて重大な変化をきたすものであり、良好な屋上の景観に配慮されたものでないことは明らかである。

したがって、現在の建替案は、上記基準2(1)に違反する。

(ウ) 上記基準2(2)について

上記基準2(2)では、塔屋を設けないことが基準として定められている。

その趣旨は、建物から突出する形状の構築物は、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木等や東山の山並みと調和せず、良好な景観を阻害するものであることから、これを許さないとするところにある。

この点、現在の建替案では、本件建物には、外壁面に垂直に高くそびえたつ舞台フライが設置されることになっている。当該舞台フライは、幅35メートル、奥行き23メートル、高さ30メートルにも及ぶ巨大なものであることから、かかる舞台フライは、その大きさ、形状に照らして、勾配屋根によって、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木等及び東山の山並みと調和していた現状の良好な景観を大きく阻害する。

そうだとすると、現在の建替案における舞台フライは、「塔屋を設けないこと」とした上記基準2(2)に違反する。

(エ) 小括

すなわち、現在の建替案は、上記基準1及び2(2)に違反する。

(カ) 上記基準 2 (3) (5) について

現在の建替案における建物西側の建物フライの大部分は、琵琶湖疏水の疏水界からの水平距離が 30 メートル（ただしどの範囲が該当するかについては、価値検討委員会に提出された建物平面図にも明示されていないことから、詳細は不明である）以内の近景デザイン保全区域内にあるところ、その大きさ、形状に照らせば、勾配屋根によって、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木等及び東山の山並みと調和していた現状の良好な景観を大きく変えるものである。

したがって、基本設計における建物西側の建物フライは、「河川沿いの樹木等や東山の山並みと調和」し「良好な水辺の眺めを形成するもの」とはいえず、「良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる」ことが明らかである。

したがって、基本設計は、上記基準 2 (3) (5) に違反する。

(カ) まとめ

以上より、基本設計は、平成 23 年京都市告示第 478 号（京都市眺望景観創生条例に基づく眺望空間保全区域等の指定等）23-1 に示された形態意匠についての基準 1、2 (2) (3) (5) に違反することから、京都市眺望景観創生条例に違反するものである。

エ 条例に基づく基準の適用除外事由にあたらぬこと

(ア) 平成 23 年 3 月 28 日付京都市告示第 478 号は、2 項において、次のとおり規定する。

「条例第 8 条第 1 項各号に規定する別に定める標高、建築物等の形態及び意匠並びに建築物等の外壁及び屋根等の色彩の基準は、別表(イ)欄の対象地ごとに条例第 6 条第 1 項により規定する同表(ロ)欄に掲げる区域に応じ、同表(ハ)欄に掲げるとおりとする。ただし、建築物等の形態及び意匠並びに建築物等の外壁及び屋根等の色彩の基準(以下「形態意匠

基準」という。)にあっては、美観地区、美観形成地区、風致地区又は建築物修景地区内にある建築物等で、当該各地区において定められた形態意匠基準に適合し、かつ、市長が優れた眺望景観を阻害しないと認めるものについては、適用しないことができる。」

(イ) しかし、上述したように、基本設計は、風致地区において定められた形態意匠基準に適合しないから、上記告示の対象とはならず近景デザイン保全区域に適用される建築物等の形態意匠についての基準が適用される。

(ウ) なお、基本計画は、①勾配屋根となっていないこと、②建物西側（琵琶湖疏水側）に開口部が取られず、外壁面も垂直に屹立するフライタワールの設置を予定するものとなっている上に、同フライタワーは、幅35メートル、奥行き23メートル、高さ30メートルにも及ぶ巨大なものであって、かかるフライタワーは、その大きさ、形状に照らして、勾配屋根によって、琵琶湖疏水及びその周辺の樹木等及び東山の山並みと調和していた現状の良好な景観を大きく阻害するものであることから、市長がこれを「優れた眺望景観を阻害しないと認める」ことは許されない。

したがって、いずれの観点からも、近景デザイン保全区域に適用される建築物等の形態意匠についての基準が適用されることに疑いの余地はない。

#### (4) 高度地区違反

ア 基本設計では、建替後の京都会館第一ホールの高さは、最高部で約31mとなっている。

このような高さが許されるのは、本件敷地が都市計画法上15mの高度地区に指定されていたのを、2012（平成24）年2月1日に計画決定された岡崎文化・交流地区地区計画により、建築物の高さの最高限度を31メートルとするように変更されたことによる。

イ しかしながら、本件敷地にあっては、地区計画の策定によって建築物の

高さの最高限度を緩和することは違法である。以下、理由を述べる。

#### (7) 新景観政策の実施

京都市は2007（平成19）年9月、それまでの景観政策を大きく転換する「新景観政策」を施行して市街地について高さ規制を強化し、思い切った高さ・景観規制の強化を実施した。

すなわち、都市計画の変更により、高度地区の変更（高度地区の計画書の策定）（以下「同計画書」という。）を行い、「歴史的市街地」「山すそ部の住宅地」「市街地西部および南部の工業地域」の3エリアを中心に高さ規制を強化、あるいは新規に実施し、高さ規制の段階についても、従来の10／15／20／31／45mの5段階から10／12／15／20／25／31mの6段階に変更した。特に、歴史的市街地については、ほぼその全域で高さが引き下げられ、わけても都心部の幹線道路沿道については45mから31m、その内部地区については31m（マンションでは11階建て程度）から15m（同5階建て程度）に引き下げた。

このことは、新景観政策において、建築物の高さが都市景観に及ぼす影響が極めて重大であるとの認識を示し、これまでの景観政策が不十分であったとの反省の下に、市および市民が、将来の京都の景観を保全再生するために、建築物の高さを低く抑えていくという決意を示したものと評価できる。

#### (イ) 特例許可制度

その上で、同計画書において、①すぐれた形態・意匠を有する建築物、②公共性の高い建築物などで、市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、同計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができるとする「許可による特例」の制度（特例

許可制度) を認めた。

そして、特例許可制度の手続について、「京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例」(特例許可手続条例) を制定した。

この特例許可制度においては、建築主は市長との事前協議を義務づけられ(3条)、協議が整った時は、建築計画書および概要書を市長に提出しなければならない(4条)とされる。また、市長は建築計画の概要を公告して、3週間縦覧に供しなければならない(6条)、建築主は、建築計画にかかる建築物の敷地の周辺住民に周知させる説明会を開催しなければならない(7条)とされている。そして、建築計画について意見を有する者は意見書を提出することができ、建築主にはこれに対する応答義務が課せられている(8条)。

更に、市長の諮問機関として景観審査会が置かれ(13条)、景観審査会は、利害関係人に公開による意見の聴取を行うことができるとされる(19条)。

(ウ) 本件敷地において、特例許可制度の手続を経ずに高さ規制を緩和することの違法性

a 基本設計は、(イ)記載の特例許可制度手続を経ることなく、地区計画の指定によって、従来の建築物等の高さの最高限度(15メートル)を緩和(31メートル)したことによるものである。

しかし、以下の理由から、本件において、高さ規制の緩和を京都市および平安神宮の所有地において地区計画によって行うことは、違法である。

b 地区計画(都計法12条の4第1項1号)は、「建築物の建築形態、公共施設その他の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及

び保全するための計画」(同法12条の5第1項本文)として、都市の広域的な観点からの計画とは別に、それぞれの地域的特性を活かし、居住環境の整備を図ることを目的とした計画である。

また、地区計画は、地域住民のまちづくりについての発意を契機として、市と市民が協働して勉強会を開催するなどして地区の問題点・課題を探り、それをもとに市民がまちづくりの具体的な内容の提案・要望をまとめ、そこから市民と市が協働で「地区計画の案の検討素案」を作成し、市民が合意形成をはかって「地区計画の素案」を作成するものである。市はこれをもとに「地区計画の原案」を作成して公告・縦覧に供する。これに対する関係権利者からの意見を踏まえて、市は「地区計画の案」を作成し、これを再度公告・縦覧に供する。これに住民および利害関係人は意見を提出することができる。その後都市計画審議会で審議し、都市計画決定がなされ、条例化もなされる。

このように、地区計画は、地域住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしい良好で質の高いまちづくりを誘導するための計画であり、「住民の合意」に基づいて作成されるべきものである。

実際のこれまでの京都市の制度運用においても、事実上、当該地区の敷地の所有者の大多数の合意が必要とされており、地区計画の作成過程において、地域住民の大多数によって、まちづくりの方向性が十分に議論され、高さ等の規制緩和の必要性和合理性が十分に吟味される。

以上のとおり、地区計画においては、まちづくりの枠組みや具体的な規制内容について、地域住民の間で十分に議論がなされることにより、意見のすりあわせや利益調整がおこなわれることから、高さ規制についての特例許可制度を用いることが不要とされていたものである。

c しかしながら、本件敷地に関して、京都市が地区計画を指定する範



囲は、地域住民が居住している地域を敢えて外して、京都市所有地および平安神宮の所有地に限定して指定していることから、京都市は地域住民の意見を聴取する機会を持たずとも地区計画を策定することができることになる。しかしながら、地域住民の居住している区域を敢えてはずして、地区計画を策定するという手法は、地域的特性を活かすという同制度の目的に明らかに反し、かつ、手続的にも地域住民の合意を経て制定されるというプロセスにも明らかに反している。

このような当該地区を所有する所有者（＝京都市）の意のままに建築物の高さ等の規制の緩和が許される地区計画が特例許可制度の適用を受けることなく認められれば、新景観政策の生命線である高さ制限は意味をなさなくなり、新景観政策の趣旨を没却させることとなる。

d 特に京都市は、現在、「新景観政策の進化」をめざしており、現状では、公共施設について、建築計画の概要の公告・縦覧や説明会の開催等は免除されているのを、公共施設についても必要とするよう手続の見直しを図ろうとしているところ、京都市の所有地や一人地区における地区計画による高さ規制の緩和は、このような新景観政策の進化の流れに明らかに逆行するものである。

e よって、本件敷地において、地区計画の指定による方法で建物の高さの最高限度を緩和することは手続法上許されないといわなければならないから、岡崎文化・交流地区地区計画のうち、高さの最高限度を定める部分は無効である。

## ウ 結論

したがって、本件敷地における建築物の高さの最高限度は、当初の高度地区の指定どおり 15 m に制限されているというべきであるから、基本設計は高度地区に違反する。

## 第6 損害

京都会館第一ホールの解体行為により、京都市が所有する京都会館の上述した貴重な歴史的・文化的価値が毀損されることになることは明らかである。

しかも、これが一旦解体されてしまえば、その歴史的・文化的価値が完全に失われることになり、京都市において回復しがたい損害を被ることは明らかであり、それを修復することは事実上不可能であるから、その損害はきわめて重大であるといわなければならない。

## 第7 監査請求

原告らは、2012（平成24）年5月17日、京都市職員措置請求を行ったが、同年7月13日付で同請求を棄却する旨の決定を受け、同通知は、同日以降に原告らに到達した。

## 第8 結論

よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、請求の趣旨記載のとおり解体行為の差止めを求める。

### 証 拠 方 法

- |       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 甲第1号証 | 京都市職員措置請求書                                       |
| 甲第2号証 | 京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）                        |
| 甲第3号証 | 京都会館の保存要望書（社団法人日本建築学会）                           |
| 甲第4号証 | 京都会館保存要望書（DOCOMOMO Japan）                        |
| 甲第5号証 | 「岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直し素案」に対する意見書（京都弁護士会） |
| 甲第6号証 | 「京都会館第一ホールの改修及び岡崎地域の景観保全に関する                     |

る意見書」（京都弁護士会）

甲第7号証 「京都会館再整備工事に係る基本設計について」

甲第8号証 「岡崎文化・交流地区地区計画」

甲第9号証 「京都会館再整備基本設計に対する意見書」（DOCOMOMO Japan）

甲第10号証 景観比較検討写真

甲第11号証 京都市風致地区条例による許可基準と解釈の運用

甲第12号証 京都市眺望景観創生条例に基づく眺望空間保全区域等の指定

甲第13号証 琵琶湖疏水 近景デザイン保全区域図

甲第14号証 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例

甲第15号証 京都会館の建物価値継承に係る検討委員会提言

甲第16号証 京都会館の建物価値継承に係る検討委員会第5回会議（平成24年3月28日開催）資料2 改修部分色分け図

甲第17号証 京都市告示第395号

甲第18号証 岡崎公園地区特別修景地域図

#### 添 付 書 類

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 訴訟委任状 | 通（112名分） |
| 2 甲号証写し | 各1通      |

## 物 件 目 録

所 在	京都市左京区岡崎最勝寺町 1 3 番地
用 途	集会場
竣 工 年	昭和 3 5 年
構 造	鉄筋コンクリート造（地下 1 階・地上 3 階・塔屋 1 階）
敷地面積	1 3、1 6 7. 5 0 m <sup>2</sup>
建築面積	7、9 1 4. 1 0 m <sup>2</sup>
延床面積	1 4、5 4 7. 4 1 m <sup>2</sup>
（未登記建物）	